

Title	中国幣制改革をめぐる英米提携
Sub Title	The de facto alignment between Britain and the United States over the Chinese currency reform of 1935
Author	赤木, 完爾(Akagi, Kanji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.3 (1982. 3) ,p.44- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820315-0044">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820315-0044</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 中国幣制改革をめぐる英米提携

赤 木 完 爾

- 一 はじめに
- 二 アメリカの銀政策と中国
- 三 中国の経済危機とイギリス
- 四 幣制改革と英米の対応
- 五 おわりに

### 一 はじめに

一九三一年九月一八日からはじまる日本の満州における軍事行動は、一九二〇年代の極東を規定していた九カ国条約体制を揺がすとともに、イギリスにとっては中国における経済上の利益、アメリカにとっては原則に対する挑戦を意味した。それまでイギリスとアメリカの両国は、少くとも満蒙の特殊権益に固執していた日本とは異なり、中国問題について大まかに同じような方針で臨んでいた。それは政治面での国民党支持、経済面での「門戸開放」等についての方針である。

したがつて英米両国は、満州事変、さらに翌年一月からはじまる上海事変に際して、日本に対抗して中国を支持しうる立場にあつたといえよう。しかし、実際には両国の提携関係は実現しなかつた。イギリスは、上海事変にあつてはやや対日警戒心を高めるものの、一貫して妥協的な姿勢に終始した。他方アメリカも「不承認」という道義的宣言の影響力によつて世界世論を喚起し、日本を抑制しようと試みるが、その実態は無為と言うべきものであつた。

積極的な英米の提携関係が形成されなかつた一つの理由は、この時期、英米両国間にきびしい対立が存在していたからである。特にイギリスの対米不信にはジュネーブ海軍軍縮会議（一九二七年）と対米戦債支払問題をめぐつて根深いものがある。さらにイギリス外務省極東局にあつては、一九二〇年代における中国問題への対処をめぐつて蓄積されていた対米不信が一挙に噴出してゐる。<sup>(1)</sup>これらはいずれも、関東軍の錦州占領後、ステイムソン國務長官によつて九カ国条約締結国に提唱される対日共同措置（*Joint Demarche*）<sup>(2)</sup>発動に対するイギリスの消極姿勢の原因であつた。対日共同措置とは、国際連盟規約第一六条に基づく対日経済制裁である。

他方アメリカの対英不信に関する一般的背景として、一九三〇年代から四〇年代にかけての孤立主義者が、反帝国主義的傾向を有していたことに注目する必要がある。彼らは、世界経済に遅れて参入したアメリカの発展と膨脹をイギリスが阻止しようとしてゐると感じており、その最終的目標が世界の経済と政治を独占しようとするものであると信じていた。このよ<sup>(3)</sup>うな事情から、孤立主義者の反撥は、当時最大の帝国であつたイギリスのみに向けられていたのであつた。ローズヴェルト外交における最大の拘束要因が国内世論であつたことを考へるとき、これは英米関係において無視しえない状況であろう。<sup>(4)</sup>

相互不信のほかにも、英米が対日強硬策をとることができなかつた大きな理由が存在する。それは極東における英米軍事力の対日劣勢という戦略的狀況にほかならない。<sup>(5)</sup>ワシントン海軍軍縮条約のもとで、たしかに兵力量は対英米六割の比率で日本に不利であつた。しかし、条約第一九条の規定、いわゆる太平洋防備制限条項によつて、日本の周辺海域において英米

が攻勢的の海軍作戦を実行することはほぼ不可能となつていたのである。<sup>(6)</sup> すなわち極東において、英米が直接軍事衝突を賭して、日本に挑戦することはきわめて困難であつた。こうした手詰り状態の中で、英米両国は、蔣介石の表現に従うなら、「日本人が東亜で覇道を横行させることを座視<sup>(7)</sup>」せざるをえなかつたのである。

一九三〇年代なかばにおいて、英米両国の極東政策は、右にみた戦略環境を前提とし、あるいは動機として展開される。その政策は英米両国が各々異なる発想から生み出し、異なる目的を追求したものであつた。しかし、両国の政策は一九三五年の中国幣制改革をめぐつて交錯し、中国政府の行政能力は、この財政金融面の改革によつて飛躍的に向上した。結果として英米は、中国を対日抵抗勢力として援助・強化するという方向で事実上提携したのである。

本稿は、中国幣制改革の政治過程において、英米両国の政策がいかに交錯し、そこにどのようにして事実上の提携関係が成立するに至つたかを検討しようとするものである。これはまた、中国幣制改革をめぐる英米の対応を、極東における権力政治の文脈に位置づけようとする試みにはかならない。<sup>(8)</sup>

(一) Memorandum by Sir V. Wellesley, February 1, 1932, in Great Britain, Foreign Office, *Documents on British Foreign Policy, 1919—1939, Second Series, Volume K, [hereafter as DBFP2—K],* (London:1965), No.239.

(二) イギリスがアメリカとの対日共同制裁に消極的であつた理由は根本は、イギリスが連盟を通じての協調という方式に固執してゐたことである。See, Wm. Roger Louis, *British Strategy in the Far East, 1919—1939*, (Oxford: 1971), pp.171—205. しかしその後には、内外政にわたる多くの拘束要因が存在した。外政面では、いまだ自立的な防衛力を備えるに至つていないオーストラリアなどの消極的態度や、対日経済制裁のはねかえりとしての打撃が英連邦諸国に甚大であると考えられたこと、また経済制裁の実施が技術的には戦争状態の一部としてしか考えられないとする判断が存在したことがあげられる。See, Gwendolen M. Carter, *The British Commonwealth and International Security: The Role of Dominions, 1919—1939*, (1947; rpt. Westport, Connecticut: 1971), chap. V.; *DBFP2—K*, No. 614, n. 2. オーストラリアの極東貿易上の利害については、Edward M. Gull, *British Interest in the Far East*, (New York: 1943), pp.121—123, 154. 内政面では、世界恐慌の波及による不況と失業者の増大が、イギリス国内で労働者の暴動を瀕発させ、たとへば満州事変直前の九月一日には、給与カットを不満とするイギリス海軍の水兵が反乱(インヴァーコードンの水兵反乱)を起すような状況であつた。マルカム・マガリツ、都留信夫他訳『イギリスの30年代』(ありえす

書房、一九七七年）、一一一頁を参照。

- (3) Franz Schurmann, *The Logic of World Power*, (New York: 1974), pp. 56—57.
- (4) See, Robert Dallek, "Allied Leadership in the Second World War: Roosevelt," *Survey*, XXI(1/2): 1—10, 1975.
- (5) ノルマン海軍マシム艦隊、イギリス東洋艦隊の状況について述べられているを参照。Christopher Thorne, *The Limits of Foreign Policy*, (London: 1972), pp. 72—73; J. M. McCarthy, "Australia and Imperial Defence: Co-operation and Conflict, 1918—1939," *Australian Journal of Politics and History*, Ⅷ: 29, n.54, 1971. また日本の軍事衝突の結果に対するイギリスの評価は、See, C. Thorne, "The Shanghai Crisis of 1932: The Basis of British Policy," *American Historical Review*, LXXV(6): 1623—1624, 1970.
- (6) A. W. Griswold, *The Far Eastern Policy of the United States*, (New York: 1938), p. 317. See, Raymond G. O'Connor, *Perilous Equilibrium*, (Lawrence: 1962), p. 10. 防衛庁防衛研究所戦史部『大本営海軍部・聯合艦隊』(朝雲新聞社、一九七五年)一八四—一八九頁を参照。また、イギリス外務省の極東担当事務次官代理ウエレスレー (Sir Victor Wellesley) は「これらの取極め〔ワシントン海軍軍縮条約とその太平洋防備制限条項〕は日本に対して効果的な安全の保障とともに、日本が中国において思うままに行動する力を与えた」と記している。DBFP, 2—Ⅱ No. 239.
- (7) 蔣介石「今後改進黨政治的路線」『蔣總統集』第一冊(台北、一九六〇年)、七四四—七四五頁。
- (8) 本稿では、中国幣制改革をめぐる国際関係に関する従来の研究の中で、比較的論及されることの少なかった英米関係を取扱っている。近年、一九三〇年代の中国をめぐる国際関係の研究は大きく進展した。しかし以下紹介する諸研究においても、分析枠組としての二国間関係を越えて、極東の国際政治動態をいかに把握するかという点が、いまだ十分に解明されてはいないと考えられる。この意味で本稿は、中国幣制改革をめぐる、英米の対応が生み出した状況が、太平洋戦争へ至る過程でいかなる意義をもつかに注目して、一つの視角を提示しようとする。Ann Trotter, *Britain and East Asia, 1933—1937*, (London: 1975); *Idem*, "Tentative Steps for Anglo—Japanese Rapprochement in 1934," *Modern Asian Studies*, Ⅷ(1): 59—83, 1974. Stephen L. Endicott, *Diplomacy and Enterprise: British China Policy, 1933—1937*, (Manchester: 1975). 細谷千博「一九三四年の日英不可侵協定問題」(日本国際政治学会編『国際政治・五八』有斐閣、一九七七年)、木畑洋一「日中戦争前史における国際環境—イギリスの対日政策—」(東京大学「教養学科紀要」第九号、一九七六年)、同「日中戦争前夜におけるイギリスの対日政策」(『東京外国語大学論集』第二九号、一九七七年)、三谷太一郎「国際金融資本とマシムの戦争」(近代日本研究会年報2『近代日本と東マシム』山川出版社、一九八〇年)、野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』(東京大学出版会、一九八一年)。

## 二 アメリカの銀政策と中国

一九二九年にはじまつた世界恐慌は、中国が銀本位制を維持し、恐慌後の銀価格の低落によつて輸出が促進された結果、中国に相対的に有利に作用した。このため、恐慌は中国にすぐには波及せず、いわゆる「繁栄の孤島」の地位を享受していた。しかし、一九三一年九月のイギリスをはじめとする資本主義国の金本位制離脱と、アメリカ政府の銀買上げ政策による銀価格の高騰は、中国に貿易上継続的な輸入超過による国際収支の赤字と、多量の銀流出とに起因する深刻なデフレーションをもたらすことになつた。しかも一九三四年には、六〇年来の大旱魃、加えて水害、蝗虫害が中国農村を襲い、さらに内戦継続による軍事費増加、満州の「喪失」がもたらした国庫収入の減少等が加わつて、三〇年代中葉の国民党政府財政は危機的状况を呈していた。<sup>(1)</sup>

中国にこのような経済的悪影響を与えたアメリカの銀買上げ政策は、すぐれてアメリカの国内政治的な配慮から実行されたものであつた。当時、世界の銀生産に占めるアメリカ資本は七三%ないし八〇%に達し、世界銀産額の約六〇%がアメリカ資本から生産されていた。これがため、アメリカの銀業者は、一八五三年アメリカが金銀複本位を廃止して以来、常に銀の用途の拡張を国内外にわたつて画策し、銀価格の低落防止に不断的努力を続けてきていた。<sup>(2)</sup>そしてこれら銀業者の利益を議會で代表したのが銀を産出する西部七州選出の民主党議員であつた。彼らは一九三〇年代を通じて、議會において「銀派 (silver bloc)」<sup>(3)</sup>を形成し、銀産業を保護するために様々な活動をおこなつた。<sup>(4)</sup>一九三三年三月、ローズヴェルトの大統領就任後、最初の特別議會には、銀関連法案が二四以上も提出されるほどで、こうした活動は徐々に奏効し、翌年六月にはついに連邦政府に銀買上げを義務づける「銀買上げ法」が成立することになつた。この法律によつて合衆国政府は、その金屬貨幣準備中における銀の割合が法定価格一ドル二九セントで換算して二五%を占めるか、あるいは銀の市場価格が一ドル二九

セントに達するまで、内外にわたる現銀買上げが義務づけられたのであつた。<sup>(6)</sup>一九三四年初頭の銀の市場価格が四〇セントから五〇セント程度であつたことを考えれば、この法律の成立がいかに大きな影響を及ぼすかは明らかであろう。

ニュー・デイル期のアメリカの国内経済政策全体からみると、銀をめぐる動きは、あくまで国内産銀業者の保護救済を目的とした、副次的な問題であつた。しかし、国際市場における銀買上げは、銀本位制をとり、しかも銀産国ではなかつた中国に対しては重大な影響を及ぼすことになつた。この意味でも、国外における銀買上げは、合衆国の世界経済に対する無責任さを赤裸々に露呈するものであつたといえよう。<sup>(7)</sup>中国の銀の輸出入についてみると、一九三二年までは入超であつたが、三二年から出超に転じ、同年は九〇〇万オンスの銀が流出している。「銀買上げ法」が成立した三四年には、一億九千四〇〇万オンス、金額にして二億五千六七二万八千元の出超となつてゐる。<sup>(8)</sup>ここに中国の国際収支の逆調は決定的となり、かかる経済情勢の下で、中国は最終的に銀本位制を離脱し、管理通貨体制への移行を余儀なくされるに至る。

もとより中国政府は銀をめぐる事態の悪化を放置してゐた訳ではない。すでに一九三三年のロンドン世界経済会議における「八カ国銀協定」の批准に際して、中国政府は銀価格の安定が中国の利益であることに触れつつ、「中国国民の経済状態に悪影響を及ぼすと認むる場合には、国民政府はその適当と思惟するところにしたが、如何なる行動を採るも自由なること」<sup>(10)</sup>を声明してゐた。中国にとつて何より必要であつたのは銀価格の高騰ではなく安定であつた。

アメリカ議會で「銀買上げ法案」が審議されてゐた一九三四年二月二〇日に、中国銀行協会は、駐米中国公使施肇基を通じてローズヴェルトに電報を送り、本法案が成立すれば、中国は銀本位制を離脱しなければならないと嘆願してゐる。<sup>(11)</sup>この後、孔祥熙財政部長、宋子文中国銀行総裁などの国民政府の財政責任者は、アメリカ國務省、財務省、大統領個人に対して中国の経済危機を訴え、銀買上げの中止を要請した。同年八月二〇日の孔祥熙の駐上海アメリカ総領事経由の要請電、<sup>(12)</sup>それに対する財務省の返電、<sup>(13)</sup>九月二四日施肇基公使を通じる孔財政部長の國務省への要請、<sup>(14)</sup>一〇月一二日付の國務省の返電等の<sup>(15)</sup>

一連の電報のやりとりからはじまったのが、いわゆる米中銀交渉である。

中国側からの要請内容は、第一に、アメリカ政府が海外からの銀買上げに対して一オンスにつき四五セント以上支払わないうようにするか、あるいは第二に、アメリカが中国に信用を供与し、幣制改革に協力して欲しいと欲しいものであつた。<sup>(16)</sup>しかし、銀買上げはアメリカの国内政治の圧力から生み出されたものであり、国内政治的観点からその中止は不可能であつた。

アメリカ財務省は孔祥熙の要請の後段、すなわち借款あるいは長期の信用を中国に供与して幣制改革を援助し、中国の新通貨をドルにリンクさせて、中国の経済情勢安定化を図ることを考慮していた。しかし國務省はこれに強硬に反対する。コーデル・ハル (Cordell Hull) 長官を中心とする國務省は、国民政府の行政能力は十分ではないとの理由から、アメリカ政府単独でのとりかえしのつかなくなるような中国へのコミットメントに反対した。國務省は借款の供与にも、中国の幣制改革への協力にも反対し、中国財政に関するいかなる再編成も国際的計画でなければならぬと主張していた。<sup>(17)</sup>これはアメリカ単独での借款供与が、一九二〇年一月一日に成立した、新四国借款団條款に違反する行為であつたからである。<sup>(18)</sup>この借款団條款にもられた原則は、過去長期間にわたつてアメリカが最も強く主張してきた門戸開放・機会均等という政策の一部であつた。したがつて、國務省にとつては、財務省の主張する、アメリカ単独での中国援助に同意することは自己破壊につながりかねず、國務省は、いきおい九カ国条約の枠内において国際借款団の機能を回復する方向で問題に対処せざるをえなかつたのである。

モーゲンソー (Henry Morgenthau, Jr.) 財務長官は、このような國務省の態度にきわめて不満であつた。彼は、もともと反対であつた「銀買上げ法」の制定以来、政府に義務づけられた銀の買上げを不承不承実施していたが、やがてこれを国内的国際的悪影響を最少限にとどめつつ、ファシストの攻撃に対する抵抗を助長促進するための政策手段として使用しようとする、高度の「政治的練金術」に夢中になつていくのである。<sup>(19)</sup>既に拡大するファシズムによつて民主主義が包囲されたと信



じたモーゲンソーは、経済的にアメリカ的資本主義の拡大を企図することでこれに対抗しようと考えていた。彼は極東を円・ドル・ポンドという三種の通貨圏の抗争の場と定義し、極東におけるドル通貨圏には中国が含まれるべきであると考えていたのである。<sup>(20)</sup> こうした発想の下で、モーゲンソーは、アメリカの銀政策が引起した中国経済の悪化を梃子として、その政策の一つの外国援助計画に転換しようとしたのであった。

共同援助か単独援助かをめぐる國務省と財務省の対立は、一九三四年一月に入つても、容易に調整がつかなかった。それはローズヴェルト大統領が、どちらの見解にも未だコミットしていなかつたからでもあつた。大統領はさしあつたての中国援助計画にはきわめて冷淡な態度を維持し、一月六日付の財務長官宛の覚書の中で以下のように述べている。

中国は私が「寺院の中の両替商人」と呼ぶ人々のメッカである。彼らは依然として「中国金融」絶対的支配権を握っている。彼らを排除するためには長時間を要し、おそらく数回にわたる革命すら必要であろう。なぜなら、新しい中国は一日にして成らず、であるからである。

私は、両替商人は悪であり、また将来の世代の人々に経済的に不健全な地位の継続を意味することとなる、「現在の」状況に妥協することよりも、中国人をこれまで以上に日本とヨーロッパに完全に依存することなく、自立させるために、むしろ中国における経済危機が早まることはよりよいことだと信じたい氣になつてゐる。<sup>(21)</sup>

ここでは、國務省・財務省いずれの主張も大統領に認められていないことが明らかである。これはローズヴェルトの政務のとり方に特有の傾向が現れているとも考えられよう。すなわち、ローズヴェルトが最後まで彼自身の選択を明らかにせず、主要閣僚メンバーに対しては、彼が閣僚の実質的な勧告に同意しているという前提のもとに作業を進めることを奨励する方法である。<sup>(22)</sup> ともあれ、日英の両替商人と国際金融家に対する明白な嫌悪感を表現していることを除いて、この時点では、共同援助によるか単独援助によるかを含めて中国援助について決着はつけられなかつた。

二月一七日には、國務省經濟顧問ハーバート・フェイス (Herbert Feis)、ネルソン・ジョンソン駐中国公使 (Nelson Johnson)、財務省のジャコブ・ヴァイナー (Jacob Viner) の間で暫定的調整がはかられ、ローズヴェルトの参加の下に銀の世界価格を五五セントとし、この価格で中国銀を國民政府を通じてのみ買上げることが決定された。これは二週間に限つて実施するという措置であり、一八日、中国中央銀行に通告された。<sup>(23)</sup> 宋子文はこれに翌一九三五年一月三十一日返電し、この措置が抜本的に事態を改善するものではなく、遠からず中国幣制は銀流出のために暗礁に乗り上げるであろうとする予想を述べ、再度アメリカ政府に先の孔提案を受諾するよう要請している。<sup>(24)</sup>

一二月月中旬から翌三五年はじめにかけて、モーゲンソーは、國務省の見解に変化がみられない限り財務省の権限で独自に実行できる範囲で中国援助を考へるといふ方針を示しはじめた。彼は國務省の政策では極東問題に対するアメリカの積極的影響力を喪失するおそれがあると考へていた。<sup>(25)</sup> この頃から中国は、日本からの財政援助を要請せざるを得ないことを示唆しはじめたが、<sup>(26)</sup> 日本からの財政援助はとりもなおさず中国通貨を将来長期間にわたつて「円」と結びつけることを意味した。そして日本単独での財政援助は、その中国における政治的、経済的影響力の増大をもたらすことが明らかであつた。しかし、中国が日本の援助を拒絶する場合においても、中国がアメリカに援助を要請して幣制改革の実行なくしては、いづれにしても異種通貨の流通している地域とその地方政府の南京政府に対する独立性は強化されることとなる。<sup>(27)</sup> これは特に日本の華北分離工作の対象地域においては、明確に予想される事態であつた。このような情勢の下では、「何もしなければ、誰の感情をも傷つけず、したがつて危険を犯さずにすむ」<sup>(28)</sup> であらう國務省の政策は、中国でのアメリカの影響力を低下させるのみならず、國民政府の親米的傾向を持つ人々の基盤をも危うくするものであつた。なぜなら、いわゆる広田「和協外交」といふ平和攻勢をうけていた中国は、その内部に常に親日派擡頭の可能性を有していたからである。<sup>(29)</sup> 中国が日本からの援助をうけ入れるならば、中国はその代償として、日本の華北分離工作による既成事実を黙認しなければならず、華北五省

は完全に日本の勢力圏に組み入れられることは明らかであつた。<sup>(30)</sup>

一九三五年に至つても、上海を中心とする経済情勢は悪化する一方であり、この間宋子文、孔祥熙は各々アメリカ政府の積極的施策を要請している。<sup>(31)</sup>しかし中国援助についての國務省と財務省の方針は対立が続いていた。二月二十八日、大統領の判断を仰ぐために、ローズヴェルト、ハル、モーゲンソーの三者会談が開かれた。モーゲンソーによれば、大統領はこの席でようやく彼の主張を認め、以下のように指示したという。(一)合衆国の態度を他国との協議に委ねるべきではない。(二)この問題を純然たる金融問題として今後財務省に処理を一任する。(三)ただし引続き二カ月間は國務省がこの問題を管轄する。<sup>(32)</sup>この大統領の決定にはモーゲンソーの激しい働きかけが影響しているが、その背後には、後述するような対中共同援助に向けてのイギリスの動きと、それに同調しようとする國務省へのローズヴェルトの懸念が存在したようである。しかし、ローズヴェルトがどの程度までモーゲンソーを支持していたのかはにわかに判断し難い。國務長官に対する公式指示は、いかなる特定の計画においても、合衆国政府と他の列強との協力というようにすることに關しては、一切の言及を避けるべしといった程度のもにすぎなかつたのである。<sup>(33)</sup>ハルもまたこの問題について大統領の委任を得たと考え、この会談以降も、特に中国通貨をドルとリンクさせることなどは國務省の管轄領域に抵触する政治的問題であるとし、断じてこれを阻止する方針であつた。<sup>(34)</sup>

- (1) 及川恒忠『支那の幣制』(東京、一九三九年)一六二—一六九ページ参照。
- (2) 同右、一五三—一五四ページ参照。
- (3) 銀派議員は一九三〇年代を通じて二二—一六名が議会で活動し、彼らの多くは議會政治のかけひきに長けた民主党のベテラン議員であつた。See, John M. Blum, *From Morgenthau Diaries: Years of Crisis, 1928—38*, (Boston: 1959), p. 183.
- (4) 伊豫谷登士翁「一九三〇年代アメリカ銀政策の展開」(京都大学『經濟論叢』第二二卷第一・二号)、前掲及川、一五四—一六一ページ参照。
- (5) A.S. Everst, *Morgenthau, The New Deal and Silver*, (New York: 1950), p. 24.
- (6) J. M. Blum, *op. cit.*, p. 187.

中国幣制改革をめぐる英米提携

- (7) Charles P. Kindleberger, *The World in Depression, 1929—1939*, (Berkeley: 1973), p. 285.
- (8) Arthur N. Young, *China and the Helping Hand, 1937—1945*, (Cambridge, Mass.: 1963), p. 8. See, Chi-ming Hou, *Foreign Investment and Economic Development in China, 1940—1937*, (Cambridge, Mass.: 1965), pp. 197—198.
- (9) A. N. Young, *China's Nation-Building Effort, 1927—1937*, (Stanford: 1971), pp. 190—191.
- (10) 飯島隆司『支那幣制研究』(秘家版) 第三一—三三六号) 三三—三三六頁。
- (11) The Chinese Bankers Association to the Chinese Minister (Sze), Shanghai, February 20, 1934. U. S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1934*, Vol. III, *The Far East*, [hereafter as FR: 1934, III], 424—425.
- (12) The Consul General at Shanghai (Cunningham) to the Secretary of State, Shanghai, August 20, 1934. *Ibid.*, pp. 440—441.
- (13) The Secretary of State to the Consul General at Shanghai (Cunningham) September 22, 1934. *Ibid.*, pp. 441—442.
- (14) The Chinese Minister (Sze) to the Secretary of State, September 24, 1934. *Ibid.*, pp. 442—443.
- (15) The Secretary of State to the Chinese Minister (Sze), October 12, 1934. *Ibid.*, pp. 449—450.
- (16) The Chinese Minister of Finance (Kung) to the Chinese Minister in Washington (Sze), December 9, 1934. *Ibid.*, p. 455. See, J. M. Blum, *op. cit.*, p. 205.
- (17) *Ibid.*
- (18) 新四国借款団條款は、それまでの借款団條款と異なり、実業借款と行政借款を区別せず、また借款団構成国が中国と対し保持しつゝた投資優先権を借款優先権を借款団に供出せず、単独借款を投資に代へて特定国が勢力範圍を設定するの事を排除してのことに同意を有しつゝた。See, Frederick V. Field, *American Participation in the China Consortium*, (Chicago: 1931), p. 191, Chap. XI, *passim*. 三谷大十郎「ハキーン・スティーと極東」『中央公論』一九三五年九月号) 参照。
- (19) J. M. Blum, *op. cit.*, p. 183.
- (20) Lloyd Gardner, "The Role of the Commerce and Treasury Departments," in Dorothy Borg and Shunpei Okamoto, eds., *Pearl Harbor as History*, (New York: 1973), p. 264.
- (21) Roosevelt to Henry Morgenthau, Jr., Secretary of Treasury, December 6, 1934. Edgar B. Nixon, ed., *Franklin D. Roosevelt and Foreign Affairs*, Vol. II, (Cambridge, Mass.: 1963), pp. 305—306.
- (22) これが最も特徴的であらわれるのは、アメリカのユートン閣下が命令の起草をめぐりての事である。See, Paul Hammond, "Directives for the Occupation of Germany" in H. Stein, ed., *American Civil-Military Decisions*, (Birmingham, Ala.: 1963).
- (23) The Treasury Department to the Department of State, December 18, 1934. FR: 1934, III, 457.

- (27) Mr. T. V. Soong, of Chinese National Economic Council, to the American Ambassador in the Soviet Union (Bullitt), Temporarily Washington, January 31, 1935, *FR*: 1935, Ⅲ, 532.
- (28) J. M. Blum, *op. cit.*, p. 206; A. S. Everst, *op. cit.*, p. 108.
- (29) *See, FR*: 1934, Ⅲ, 456.
- (30) *See, FR*: 1935, Ⅲ, 532—533.
- (31) Quoted in Lloyd Gardner, "The Role of Commerce and Treasury Departments," in Borg and Okamoto, *op. cit.*, p. 271.
- (32) 一九三五年二月二日付、在中国アメリカ公使館参事官は、國務長官宛の電報で、アメリカ政府が銀買上げによつて発生した中国經濟の悪化に関して何らかの抜本的対策をとらない限り、国民党内の親日派が擡頭し、彼らは「蔣介石に対して、日本の提議に耳を傾けるよう説得し得る可能性がある」と報告した。The Counselor of Legation in China (Peck) to the Secretary of State, February 2, 1935. *FR*: 1935, Ⅲ, 37—38. *See, The Secretary of State to the President Roosevelt*, February 7, 1935. *Ibid.*, p. 45.
- (33) この可能性は中国政府の「示唆を待たない」とした。 *See, FR*: 1935, Ⅲ, 532.
- (34) *See, Ibid.*, p. 528, pp. 530—531, 533—534.
- (35) J. M. Blum, *op. cit.*, p. 208.
- (36) The Chargé in the United Kingdom (Atherton) to the Secretary of State, March 5, 1935. *FR*: 1935, Ⅲ, 556—557.
- (37) この後「一〇月まで」國務省はイギリスと歩調をあわせて対中共同援助をロース・チャルトに以前にもまして強く働きかけていく。 *See, Ibid.*, pp. 545—537, *passim*.

### 三 中国の經濟危機とイギリス

世界恐慌の波及とアメリカの銀買上げによつて引起された中国の財政・通貨危機は、イギリスにとつても重大な関心を払わざるをえない事態であつた。中国に対する直接投資額は約二億四千万ポンドであり、これはイギリスの他地域における対外投資に比べればさして大きな額ではなかつたが、日米仏などの中国への投資額と比較すれば最大であつた。<sup>(1)</sup> また銀恐慌は、投資のみならず、イギリスの対中貿易、香港通貨に対して、甚大な悪影響を与えつつあつた。特に香港通貨は当時の中  
 国と同様銀本位に立脚しており、イギリスがこれに固執したため、香港の經濟情勢の悪化は上海よりもむしろ厳しいものが

あつたと言われる。香港を経由する貿易は、上海の通貨供給の逼迫が原因となつて、香港通貨と上海における中国通貨の交換率に不均衡状態を生じたために、継続的低落傾向を示すようになっていた。<sup>(2)</sup>このような情勢を背景として、現地のイギリス企業や銀行は本国政府に対して対中財政援助を行うように訴え、<sup>(3)</sup>またジャーディン・マセソン商会等の中国通商関係の大企業ロビーも政府に活潑に働きかけた。<sup>(4)</sup>そしてこれを受けて、イギリス大蔵省は中国の幣制改革と対中財政援助について検討をはじめたのである。

一九三四年を通じて、イギリスはチェムバレン (Neville Chamberlain) 蔵相、大蔵事務次官フィッシャー (Sir Warren Fisher) の主導のもとに対日接近への努力を続けていた。<sup>(5)</sup>そして中国からの借款要請や、中国の経済危機に対処するに際しても、イギリス大蔵省は一連の対日接近と同様の政策路線に沿つて具体策を練ることとなる。

具体策検討のきつかけとなつたのは、中国政府が宋子文を通じて要請した二千万ポンドの新規借款であつた。これを受け、一九三四年一二月、蔵相チェムバレンによつて、大蔵、外務両省ならびにイングランド銀行の代表から成る小委員会が組織され、対中借款問題の検討が開始される。

この検討の過程でイングランド銀行総裁ノーマン (Montagu Norman) は、対日接近政策を推進していたフィッシャー次官の主張に沿つて、日本と共同して対中借款を行うことに同意している。この借款は、中国通貨とポンドとのリンク、国際收支改善のための固定為替相場制の実施を含む、合理的な中国幣制改革の一環であることが前提とされていた。この方式では、ロンドンで募集されるポンド建借款の担保として、中国の発券銀行から銀準備を徴集し、販売する必要がある。このことは、実際にはアメリカが継続的銀買上げに同意しなければ、中国幣制改革の効果は期待できないことを意味していた。しかし、アメリカがすでにスターリング・スタンダード (sterling standard) を採用した中国を援助するか否かはやや疑問であり、したがつて大蔵省の対日接近路線に沿つて日本とのみ共同して借款を実施することには、政治的困難のみならず、技

術的隘路も存在したのである。<sup>(6)</sup>

宋子文の借款要請は、同時期アメリカに対してなされたものと異なり、幣制改革計画が含まれておらず、銀本位復帰をめざすものとイギリス側が判断したため、結局拒絶された。イギリス政府の考えは、単なる借款では中国におけるイギリス勢力の回復にはつながらず、アメリカの政策にイギリスが踊らされるに等しいというところにあつた。<sup>(7)</sup>

一九三五年一月から二月にかけて、チェムバレン蔵相の提議によつて、再び銀問題を中心とする極東情勢が閣議において検討された。サイモン (Sir John Simon) 外相は、現状維持的な外務省見解を代表して、イギリスにとつて満足できる極東政策の鍵となるのは、中国による満州国の事実上の承認、その代償としての日本の中国における協調的態度、長城線以南における中国主権の承認によつてもたらされる日中間の協定であるとし、銀問題は中国の反撥を押えこむ梃子となると論じた。そして中国と関係諸国の協定に基づく新たな多国間の調整は、英米両国にとつて価値あるものとなるであろうし、同時に日英米三国が海軍軍縮をめぐつて合意に達するための局面を導くかも知れないと希望したのであつた。<sup>(8)</sup>

外務省は、在華權益と対中貿易に対する最大の脅威が中国ナショナリズムであるとの認識から、大蔵省の他への影響を顧慮しない対日接近が、イギリスに対する中国の敵意を引起すことを懸念して<sup>(9)</sup>いた。そしてこのような懸念を有していたために、中国に対する本格的援助以前に、まず日中両国間の「デタント」<sup>(10)</sup>が図られなければならないと主張したのであつた。さらに外務省は、イギリスが大蔵省の主張するような対中援助を率先して提起した場合、日本が対中単独援助に乗り出してくることが予想され、その際日本に対する抗議が困難になるという配慮から、より慎重なアプローチを希望していた。先にみたアメリカ国務省と同じく、イギリス外務省も、何らかの主導権をとることによつて、自ら極東に関する条約・協定の枠組を破壊することを恐れていたのである。

他方あくまで直線的な対日接近をめざす大蔵省は、銀問題を極東における多数国間の協調実現に利用しようとする意図を

持たなかつた。そして中国を対日接近のための取引材料と考えていたのである。大蔵省は外務省極東局の消極的態度を批難し、前年末一度拒絶した対中借款が、日本との協調を実現する一つの機会として利用しようと主張していた。

結局一九三五年二月末に至つて、イギリスは中国の經濟危機打開のために列國協議を開催することを日米中三国に打診する<sup>(11)</sup>。日本と中国はともにこの提案に同調しなかつた。日本は単独であるか共同であるかを問わず借款に反対し、會議の開催にも反対した<sup>(12)</sup>。中国もまた、共同援助参加国に日本が含まれる場合、これに反対するとの意思を明らかにしていた<sup>(13)</sup>。一方、アメリカの反応はやや複雑であつた。フィリップス (William Phillips) 國務次官は、このイギリス提案に積極的に応じ、國務省はイギリスの國際借款団を通じての共同援助の提案に賛成であり、イギリスが主導的役割を担うことを希望する旨通告している<sup>(14)</sup>。國務省は、財務省との対抗上、イギリスの提案にいわば「思わぬ同盟者<sup>(15)</sup>」を見出したのであつた。しかしアメリカの対中援助に関する態度は、國務省の共同援助論と財務省の単独援助論の調整がつかず、一九三五年はじめにおいては、中國情勢をとりあえず静観するというものであつたことは先にみたとおりである。当初のイギリスによる打診は右のように挫折するが、そこでイギリスは単独で金融専門家からなる使節団の極東派遣を決意し、一九三五年六月政府首席經濟顧問フレデリック・リース・ロス (Sir Frederick Leith-Ross) がその代表に任命された。これらの決定は外務省の意向を無視してなされたものであつた。

八月の出発までにリース・ロスは精力的に中國貿易關係業界と協議を進め、またイングランド銀行総裁ノーマンと調整して中國幣制改革の計画とこのための借款供与計画をまとめる。技術的には、中國に対する銀本位制放棄の説得、管理通貨制度の採用、ポンドと交換可能な紙幣の發行、外國為替準備強化のための借款供与などがその中心課題であつた。さらに、この対中借款には日本と共同して行うという条件が付されていた<sup>(16)</sup>。そして、この日本との共同借款が、ノーマンの示唆によつて、滿州國承認問題と微妙な形で結びついていたのである。リース・ロスは、九月一〇日に来日した際、広田外相、重光



次官らと会談し、この点を以下のように説明している。

支那ヲシテ滿州國ヲ承認セシメ時局ノ安定ヲ導キ滿州國ハ獨立前支那ノ負擔セシ内外債（外債ノミナラス）ノ適當ノ割合例（ハ関稅收入ノ割合ヨリシテ全体ノ三割トシ年額約百万磅ノ負擔ヲナシ之ヲ支那ニ支払フコトトシ之ヲ右中央銀行運用ノ資金ニ加フルコトトシ度シ。）

要するに、銀本位制を放棄し、ポンドと連結した管理通貨体制へ中国通貨を移行させた後、その為替安定資金としての一千万ポンドの借款の半分をイギリス政府が保証する。そして他の半分を日本（他国の参加がある場合、比率は変更される）が保証する。借款供与は四国借款団條款への抵触を避けるため形式的には滿州国政府に対してなされるが、滿州国政府が受取つた資金は、滿州喪失の損害賠償として中国政府に支払われるという方式であつた。これは借款参加国に、滿州国の事実上の承認を求めることを意味していた。

この借款計画において明らかのように、リース・ロス使節団は、中国經濟情勢の調査という公表された目的をはるかに越えた構想を有していた。使節団が目的としたことは、大蔵省の追求した早急な対日協調の実現、および借款と中国の滿州国承認を通じての日中間の「デタント」、さらにこれらもたらすこととなる在華イギリス權益の維持確保であつた。この構想は年頭のサイモン外相の主張と論理的には一致している。異なる点は、その優先順位が日英間の關係改善におかれていたところにあつた。

外務省は、使節団派遣についても消極的であつたが、それは大蔵省の主張した政策目標そのものに反対であつたからではない。外務省は日英關係改善の必要性は認めつつも、前述のとおり、中国を対日交渉の取引材料として利用する意図を持たなかつた。さらに外務省は、日中間の「デタント」の実現可能性をきわめて低いと判断し、もしその試みが失敗した場合、

イギリスのみが日中兩國の敵意に直面することを危惧していたのである。

いずれにせよ、リースーロス構想が形成される過程において外務省は完全に無視される。ポールドウィン拳国内閣の成立にともない、サイモンにかわつて、一九三五年六月七日外相に就任したホーア (Sir Samuel Hoare) は、省内の大蔵省に対する批判をおさえ、極東政策についての「大蔵省の意向を受け入れるのであつた」<sup>(18)</sup>。

- (1) マーサー『列國の対支投資』上 (東亞經濟調査局、一九三四年) 七八—七九頁ニ引參照。
- (2) Irving S. Friedman, *British Relations with China, 1931—1939*, (New York: 1940), p. 53. See, Maurice S. Collis, *Wuyfoong: The Hong Kong Shanghai Banking Corporation*, (London: 1965), Chap. 3, p. 203 ff.
- (3) A. Trotter, *op. cit.*, pp. 133—134.
- (4) S. L. Endicott, *op. cit.*, pp. 82—101
- (5) See, A. Trotter, *op. cit.*, Chap. 7. 前掲細谷論文參照。
- (6) A. Trotter, *op. cit.*, pp. 133—135.
- (7) 木畑洋一「リースーロス使節團と英中關係」野次前掲書所収、二〇六頁。
- (8) A. Trotter, *op. cit.*, pp. 136—137.
- (9) イギリス外務省の極東政策における基本認識は、在華權益をとりつゝの最大の脅威は中國ナチズムあり、対日政策は常にそれが中國に与える影響を考慮して形成されねばならぬとつづつた点に在りし。John Pratt, His Majesty's government policy in the far east, December 1, 1933. Quoted in *ibid.*, p. 38. See, Foreign Office Memorandum of January 8, 1930, on British Policy in China, *DBFP*, 2—Ⅷ, No. 1.
- (10) Memorandum by the Under Secretary of State (Phillips), Washington, March 4, 1935. *FR: 1935*, Ⅱ, 555—556. 同文書の中、イギリスから示唆されたロマンチックな Chinese—Japanese “détente” の点に語を述べた。
- (11) The British Embassy to the Department of State, February 25, 1935. *FR: 1935*, Ⅱ, 542.
- (12) 「英国ノ対支財政援助問題 昭和十一年六月 匪一」(外務省記録A.2.1.0.C6.)
- (13) A. Trotter, *op. cit.*, p. 140.
- (14) The Under Secretary of State (Phillips) to President Roosevelt, March 2, 1935. *FR: 1935*, Ⅱ, 547—550.
- (15) Dorothy Borg, *The United States and The Far Eastern Crisis of 1933—1938*, (Cambridge, Mass.: 1964), p. 128.
- (16) See, S. L. Endicott, *op. cit.*, p. 108.

(17) 外務省編『日本外交年表並主要文書』下、三〇一ページ。

(18) See, S. L. Endicott, *op. cit.*, p. 104, 109.

#### 四 幣制改革と英米の対応

一九三五年初頭から、中国の通貨不安はいよいよ激化する。中国政府は前年一月一日に、銀流出を阻止するための輸出・平衡税を課すが、密輸は増加する一方であり、課税効果もまた徹底しなかつた。三月、中国政府は外国銀行に対して将来も健全通貨政策を放棄しない方針を明示するとともに、そのモラル・サポートを懇請した。さらに三月一日、中国政府は宋子文を中国銀行董事長（代表取締役）に就任させ、同時に銭永銘を交通銀行董事長に、孔祥熙を中央銀行董事長にそれぞれ任命し、これら三発券銀行に対する政府統制を強化するとともに、現銀を政府の管理下において、ようやく銀本位制離脱の準備をなしつつあつた。<sup>(1)</sup>しかしアメリカが四月一日再び銀買上げ価格を一オンス七一セントに引き上げたため、銀の密輸出と退蔵はさらに増大し、とどまるところを知らなかつた。

リース・ロス使節団は八月一〇日出発し、カナダ・日本経由で中国に向う。アメリカ國務省はワシントンにおいて、またそれが不可能なときにはトロントにおいて、使節団と接触したいと望んでいた。しかし、イギリスが中国通貨とポンドをリンクさせようと企んでいるのではないかと疑つていたモーゲンソーは、<sup>(2)</sup>使節団との接触に反対し、結局この接触は実現しなかつた。そしてローズヴェルト大統領は、財務省の方針に全面的支持を与えたのである。大統領の態度の背後には、銀の世界価格が四月の一オンス八一セントを頂点として再び下落していることを理由に、政府に圧力をかける議会が存在した。

九月六日、日本に到着したリース・ロスは精力的に各方面へ対中借款計画を打診するが、日本側はこの提案の意図するところを理解し得ず、静観という態度にとどまる。<sup>(3)</sup>さしたる成果をあげられないまま離日したリース・ロスは、上海到着後の

九月二三日、満州国承認問題に関する彼の計画を汪兆銘行政院長に提示する。親日的といわれた汪をはじめ、当事者の宋子文、孔祥熙は、借款はこれを熱望したものの、満州国承認の如きは到底これを実施することは困難であると返答した。日中双方が彼の提案を否定したことは、この計画を通じての当初の政策目標の達成を困難にした。これは大蔵省主導によつて展開された政策構想がこの頃から崩壊しはじめたことを意味していた。外務次官ヴァンシタート (Sir Robert Vansittart) は日中両国の敵意の狭間にイギリスが深くかかわることを恐れ、満州国承認を中国に認めさせるといふ試みを中止すべきだと大蔵省に要求するが、<sup>(4)</sup>使節団はあくまで自らの所管であるとする大蔵省はその考え方を変えなかつた。このような事情の下で、リース・ロスは日英協調と中国の態度の変化を期待しつつも、次第に自らの判断で中国幣制改革の推進に努力を集中していく。そして彼は、当初の計画に日中が消極的であることが明らかになつたとき、「日中関係の改善が中国援助に関するいかなる計画よりも優先すべきであるとのロンドンの見解は、両国の敵意がそれを解決するにはあまりに深刻である段階では、固執すべき現実性を持たない」として中国政府側に深くかかわつていくのであつた。このリース・ロスの動向は、まず日中関係の改善がなされなければ、イギリスの単独借款ないし幣制改革への技術的援助は、日本のみならずアメリカの敵意をも買うという外務省の危惧を現実のものとした。

中国はリース・ロスの到着以前に、自らの幣制改革計画を作成して<sup>(6)</sup>、それはイギリスの計画と大差のないものであつた。中国はイギリスから一千万ポンドの借款が得られればこの計画を実施しようとしていた。他方米中間においては中国の対米銀売却の交渉が進行中であり、また必ずしも為替安定のための借款を必要としないほどの現銀を中国が所有していることが明らかになつてきていた。<sup>(7)</sup>しかし中国は形だけでも外国借款を希望していた。<sup>(8)</sup>このような情勢の下で、リース・ロスは中国経済の危機を前に、事態を放置するよりも、イギリスが滙豊銀行を通じる借款供与に踏切り、幣制改革の主導権をとるべきであると本国に強く勧告している。しかしイギリス本国政府は、外務省の働きかけもあつて、単独での借款供与が日

英關係をさらに悪化させるという観点から躊躇し、供与はリース・ロスの日本再訪の後に決定されることとなつた。中国はイギリスからの借款が早急に実現しないと判明したとき、自ら幣制改革を断行するのであつた。

その後、一〇月末に至つて中国通貨は事実上兌換停止の状態となつていたが、一月一日国民党六中全会の開会式で汪兆銘行政院長が狙撃されて重傷を負い、南京に戒嚴令が布告されるという事件が発生した。これによつて金融市場は大混乱となり、翌二日早朝から全国的な取付状態をみるに至つた。二日は土曜日であつたため、破綻に至らなかつたが、月曜には何らかの打開策が必要となつた。一月三日、中国政府は財政部布告を以つて幣制緊急令を公布し、四日これを実施した。その内容は中央、中国、交通三政府銀行券のみを法幣とし、現銀の行使を禁止し、銀を回収して国有化するとともに、銀を離れて不換紙幣となつた法幣の価値を外国為替の無制限売買によつて対外的に安定させるといふものであつた。<sup>(9)</sup>さらに中国政府はこの布告に違反して現銀を行使し、密輸・退蔵をはかる者は叛逆罪にあたるとして処断するとの決意を明示していた。要するにこの措置は、現銀をすべて中央に集中して国有化し、中央銀行発行にかかる不換紙幣を本位貨幣とする管理通貨体制をめざすものであつたといえる。

イギリス側の対応は迅速であつた。改革実施当日の一月四日、イギリス政府は中央銀行建値の為替相場に追従して中国側の為替政策を支持することを滙豊銀行などのイギリス系銀行に表明させ、同時に駐中国イギリス大使カダガン(Sir Alexander Cadogan)は中国においてイギリス人およびイギリス企業が債務を銀で支払うことを禁ずる銀支払禁止令を發出した。イギリスは銀国有化に対しては積極的に応じたのであつた。リース・ロスは幣制緊急令に対するイギリスの関与を否定し、当時上海で噂されたイギリスの一千万ポンドの対中借款についても、それは新幣制維持のための必要条件ではないとその関連性を否定する<sup>(10)</sup>。しかし、イギリスの対応の迅速さは英中間の協調を日米に印象づけるものであつた。ただし改革の時点においてもイギリスは一切の借款供与を避けていた。そして一月末までの外務大蔵両省間の協議によつて借款問題

はこれ以上追求しないことが決定され使節団に指示された。<sup>(11)</sup>

さて、米中間においては、幣制安定の鍵となる銀交渉が進行していた。一〇月二八日、施肇基駐米大使はモーゲンソー財務長官と会談し、中国政府が間もなく幣制改革を実施し、銀本位を離脱することを明らかにし、新通貨安定のために手持ちの銀を売却してドルを手に入れたいと伝え、さしあたり二億オンスの銀買上げを要請する。モーゲンソーは自ら以下のような案を作成して交渉に臨んだ。その内容はまず一億オンスの銀を買上げ、中国がそれによつて得た在外正貨としてのドルはニューヨークに預託して中国新通貨の安定に使用する。その運用には三人からなる安定委員会を設置してこれにあたり、委員の二名はアメリカ人、一名は中国人とする。そして、一オンス金三五ドル、銀一ドル二九セントで中国新通貨をドルにリンクさせるというものであつた。<sup>(12)</sup>しかし本格的交渉がはじまる前に、既述の事情で、米中間の交渉妥結をまたずして改革は実施された。しかも施・モーゲンソー会談において、大使は新通貨とドルをリンクさせることに難色を示す。<sup>(13)</sup>ここに至つて、モーゲンソーは中国がスターリングに寝返ることを助けるためにアメリカが援助することになるのではないかと悩み、さらにイギリスはアジアにおいてスターリング・ブロックを確立する作戦に出たのではないかと疑つていた。<sup>(14)</sup>

しかし、中国としてはアメリカと銀売却協定を結ぶことが幣制改革の必要条件であり、早急にこれを締結しなければならなかつた。幣制改革実施後も中国の経済的混乱は激化し、また横浜正金銀行は中国の為替準備資金に対する攻撃を行つていた。モーゲンソーは最悪の事態を予想して、彼がこれまで国務省と争いながら固執してきたドルと中国通貨とのリンク問題を棚上げとし、緊急の銀買上げに傾いていつた。そして一月一三日、とりあえず五千万オンスの銀買上げの許可を大統領から得た後、<sup>(15)</sup>モーゲンソーは施の間で中国側はアメリカに十分な金融情報を提供し、また中国が銀売却によつて得たドルはニューヨークに中国の在外正貨としてプールし、為替安定資金として使用することなどを条件に米中銀協定が成立した。これが第一次米中銀協定であり、これは日本の反撥と国務省の責任問題を配慮して、国民政府財政部とアメリカ財務省間の秘

密協定とされたのであった。(16)

翌一九三六年一月までに、在華外国銀行は、日本系銀行を除いて、国民政府にその保有銀の引渡しと法幣との交換を完了した。ここに中国通貨は米中銀協定が更新される限り、十分な外貨準備を持つこととなった。(17)

- (1) 日本国際政治学会編『太平洋戦争への道』第三卷、(朝日新聞社、一九六二年)一三八—一三九頁。See, 'The Consul General at Shanghai (Cunningham) to the Secretary of State, Shanghai, April 3, 1935. FR: 1935, Ⅱ, 566—567.'
- (2) See, Memorandum by the Under Secretary of State (Phillips), July 15, 1935. *Ibid.*, p. 605—606. D. Borg, *op. cit.*, p. 134.
- (3) 波多野澄雄「リンス・ロスの極東訪問と日本」(『国際政治』五八)有斐閣(一九七八年)参照。
- (4) A. Trotter, *op. cit.*, p. 154.
- (5) D. Borg, *op. cit.*, p. 132.
- (6) See, A. N. Young, *China's Nation-Building Effort*, pp. 229—233.
- (7) 中国が幣制改革を実施するとき、その新通貨の安定資金をどこに求めるかというところが問題であった。外国借款を除けば、それは皮肉にも中国に銀恐慌を引起したアメリカの銀買上げ政策を利用する方法しか残っていないが、すなわち中国が銀本位制を離脱した後、単なる商品となる現銀をアメリカに売却し、その代価のドルで新通貨を対外的に安定させるという方法である。
- (8) S. L. Endicott, *op. cit.*, pp. 115—116.
- (9) 前掲『太平洋戦争への道』第三卷、一三九頁。
- (10) 上村伸一『日本外交史・19・日華事変(上)』(鹿島出版会、一九七一年)一三三頁。
- (11) A. Trotter, *op. cit.*, p. 165—166.
- (12) J. M. Blum, *op. cit.*, p. 211. 一九三五年七月には、財務省はその中国における非公式代表ロッシンタ・バック(J. Lossing Back)から、蔣介石が幣制改革後、中国新通貨をドルにリンクさせる用意があることを示唆した旨の報告をうけていた。 *Ibid.*, pp. 210—211.
- (13) Memorandum by the Under Secretary of State (Phillips), November 5, 1935. FR: 1935, Ⅱ, 632—633.
- (14) A. S. Everst, *op. cit.*, p. 111. D. Borg, *op. cit.*, p. 134.
- (15) J. M. Blum, *op. cit.*, p. 212.
- (16) *Ibid.*, p. 216. See, The Secretary of State to the Ambassador in China (Jonsson), FR: 1935, Ⅱ, 641—642.
- (17) 米中銀協定の存在は一九三六年二月一三日に公表され、同年五月に第二次協定が締結された。その後、一九三八年九月の第四次協定まで更新が続けられ、アメリカ政府が一九四一年までに中国から買上げた銀は五億五千万オンス、総額二億五千万ドルに達した。See, A. S. Everst, *op. cit.*, p. 178.

## 五 おわりに

中国幣制改革は、その内容の一部である発券銀行の統合によつて国民政府の行政基盤の飛躍的強化をもたらし、政治的統一に向けての努力に一段とはずみをつけた。

天津軍などの日本の妨害にもかかわらず、幣制改革の着々とした成功は日本の華北分離工作に対する英中の反撃として理解された。改革の成功は華北や西南の半独立性を完全に失わせ、「日本の対北支政策根柢<sup>(1)</sup>より覆滅スルニ至ル<sup>(1)</sup>」状況を生み出したのであつた。また中国側に目を転ずると、幣制改革が汪兆銘遭難を契機として実施され、結果として、国民党内の「親日派」の凋落をもたらしたことも見落せない。これは幣制改革以後国民政府の外交路線が英米に向けたことを意味している。中国は、当時日英米三国間に存在した多角的不信感の間隙<sup>(2)</sup>をぬつて、在華權益その他で最も将来にわたつて禍根を残すことの少ないと予想されるアメリカから、実質的援助を引き出すことに成功した。こうして中国幣制改革は、その成功によつて、内にあつては共産主義の脅威から、外にあつては日本の脅威から蒋介石・国民政府を維持し得る条件を整えたのであつた。<sup>(4)</sup>

一九三〇年代中葉のイギリス極東政策の目標は、第一に、自らが大きな權益を有し、その市場としての将来性に期待していた中国において、自国勢力の経済的政治的後退をくいとめ、第二に、イギリス帝国に対する軍事的脅威である日本との関係の悪化を防ぎ協調をはかることであつた<sup>(5)</sup>とされる。リース・ロス使節団はこの二目標の同時達成を目標論だものであつた。しかし、日本の中国侵略と中国の抗日ナショナリズムの高揚のもとでは、右の二目標は同時に達成し得る客観的条件を持ち合わせていなかった。リース・ロスが中国幣制改革を技術的側面から援助して実現し得たのは、第一の目標の一部分にすぎなかつた。しかし、リース・ロスが現地で判断した幣制改革援助があくまで技術的レベルにおける副次的援助にとどま



るとしても、それは蔣介石の中国統一への努力にイギリスが精神的支援を与えるものであつたといふことができよう。さらに中国の経済的統一に不可欠であつた中央銀行の改組はリース・ロスの主張に沿つて実現されたものである。ともあれ、対日協調を強く意識するイギリス大蔵省によつて派遣されたリース・ロス使節団は、西欧列強との提携を説得することには失敗したが<sup>(6)</sup>、幣制改革援助の結果、相対的に華中のイギリス権益維持をより確実なものとすることに成功したのである。

他方、アメリカの中国幣制改革への関与は偶然の契機によるものである。その本質において国内政治の圧力によつて生み出された銀買上げ政策が国外に投射されたとき、それは中国経済に大混乱を引き起したが、モーゲンソーの考えるアメリカ単独での中国援助計画はその状況を利用することによつて推進されていつたのである。彼が國務省と対立しつつ一貫して追求したものは、銀問題を通じて、中国を極東における日本への対抗勢力として育成することであつた。そして、モーゲンソーは中国通貨とドルとのリンクこそ果せなかつたが、米中銀協定によつて幣制改革を間接的に援助し、中国問題への大きな影響力行使の手段を確保したのである。

一九三〇年代における英米関係は未だに解明されていない部分が多いが、そこに、海軍軍縮、戦債、中国問題をめぐつて様々な対立が存在していたことは明確である。そして、そのような対立から生れた猜疑心は、中国において、対日関係も加わり複雑な様相を呈した。この時期のイギリスは依然としてアメリカとの協調をきわめて信頼できないもの<sup>(7)</sup>と考へていた。このことは、一九三七年一月五日、ローズヴェルトの「隔離演説」という対日警告に接した後にあつてもなおチェムバレンが「アメリカ人からは言葉以外の何物をも期待しない方が常に賢明かつ安全である<sup>(8)</sup>」と述べていたことから明らかである。しかしながら、英米両国は中国幣制改革をめぐつて異なる政策目標を追求しつつ、改革の実施を成功させた。幣制改革成功の条件であつた為替安定資金はアメリカの政治的な決定によつて確保が可能となつたのである。このようにみえてくると、南京政府援助という濃厚な政治性を帯びた幣制改革をめぐつて英米両国は事実上の提携関係に入つたと言ひ得るのでは

ないだろうか。この提携関係は日本への對抗勢力として中国を支援する方向で実現したものであり、さらにそれは第二次世界大戦における太平洋戦域での對抗関係の構図が、大戦中にも継続する英米の極東における利害の葛藤の基本的性格を示しつつ、最初に浮上した事態であつたと考えられよう。

大戦中、軍令部戦史部は中国幣制改革と米中銀協定をめぐる情勢を回顧して以下の如く評価している。「茲ニ於テ磅ト連繫シタル法幣ハ更ニ米弗ニモ連繫スルニ至リ、斯克シテ支那国民政府ノ対英及対米依存ハ益々強化セラレタルト同時ニ、英米ハ支那ニ対シ再ビ共同歩調ヲ採ルニ至レリ」<sup>(9)</sup>

(1) 天津軍參謀長發參謀次長宛電報、昭和一〇年二月一日。「幣制改革(參本・大蔵省)及び西安事件(海軍)」(島田史料40)〈入写〉防衛研修所戦史部蔵)。

(2) 南京の須磨総領事は、幣制改革をめぐる「幣制新計画の実行に依り孔祥熙の如きは凱歌を奏する程の意気込にて本官に対する応酬振も之見よがしの得意」であるのに反し、唐有壬、呉震修らは全く意気銷沈し、彼らは「親日派の凋落近きにあり」と述べたと報告している。一月七日清広田外相宛電報。白井勝美『支那事変』前の中日交渉(『国際政治・日本外交史研究・日中関係の展開』有斐閣、一九六一年)、二二二頁。また須磨は別の電報で、唐は「幣制改革は」結局実質ハ欧米派ノ策スル利益ノ実現ヲ見タル訳故自分等トシテハ殆ト立場ヲ失シ今朝モ汪ノ病床ニテ涙ヲ以テ此ノ経過ヲ考ヘ且ツ将来ヲ悲觀シタル次第ナリト泣キ乍ラ述ヘタリ」と報告している。須磨総領事發広田外務大臣宛、第一二二四号ノ二、昭和一〇年一月七日。(外務省記録E.1.4.0.2-3)。さらに唐有壬は二月二五日暗殺される。

(3) L. Gardner, "The Role of the Commerce and Treasury Departments," in Borg and Okamoto, *op. cit.*, p. 274.

(4) M. S. Collis, *op. cit.*, p. 207

(5) 前掲、木畑洋一「日中戦争前後におけるイギリスの対日政策」一八七—一八八頁。

(6) John T. Pratt, *War and Politics in China*, (London: 1943), p. 236, 326.

(7) Far Eastern Department Memorandum, 25 July 1935. Quoted in A. Trotter, *op. cit.*, p. 215.

(8) K. Feiling, *The Life of Neville Chamberlain*, (London: 1966), p. 325. See, Nicholas R. Clifford, *Retreat from China: British Policy in the Far East, 1937—1941*, (London: 1967), pp. 164—165.

(9) 軍令部『大東亞戦争海軍戦史 本紀卷一』二二二頁。